

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

熊本市長

市町村名 (市町村コード)	熊本市 (43100)
地域名 (地域内農業集落名)	小島地区 (上小島、中須、檜崎、千金甲、新地、御幸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月21日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

上小島等では、水稻や露地野菜を中心とした農業が営まれている。新地では、集落営農組合によるWCS用稲栽培やその裏作でタマネギを中心とした露地野菜を作り収益をあげている。
しかし今後、後継者不足や高齢化により農業者の減少が懸念される地域である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

小島地区は表作で水稻・WCS用稲を栽培し、裏作でタマネギやキャベツ等の葉菜類を栽培する作型が確立されている。小島地域の産地・農地を維持していくため、今後も現状の作型を維持しつつ、新技術の導入や農地集積・集約による効率化を図りより一層の生産性向上とコスト低減を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	167.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	167.8 ha
うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内の農振農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。□

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	農地中間管理機構を活用し、認定農業者や認定新規就農者等の担い手への農地集積・集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針	農地中間管理機構を積極的に活用していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針	小島下町で事業を実施している。 他地区でも地元での話し合いにより必要となった場合に取組んでいく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	新規就農者などの新たな農業者の確保を進め、将来の地域農業の担い手として育成していく。 農家の世代交代を円滑に進められるよう、県・市・JAとも連携して取組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	必要に応じて取組んでいく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】